第67回産業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成29年6月1日(木) 9:50~12:00
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階 特別会議室
- 3 出席者

【委員】

川﨑 茂(部会長)、河井 啓希、西郷 浩

【審議協力者】

樽見 正衛(鹿沼木工株式会社 代表取締役)、森田 一行(一般社団法人全国木材組合連合会 常務理事)、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課:春日課長、守屋統計管理官ほか農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室:川名管理官補佐

【事務局(総務省)】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室:山澤室長、永島次長

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室:澤村審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 木材統計調査の変更について

5 概要

木材統計調査の変更(①調査対象の範囲、②報告を求める者、③報告を求める事項、 ④集計事項、⑤報告を求める期間及び調査結果の公表期日)について審議を行った結果、 調査票における「外材」の表記を「輸入材」に変更することを前提として、適当と整理 された。

また、前回答申における課題への対応状況及び未諮問基幹統計確認における指摘事項への対応状況については、おおむね適当とされたが、木材関連統計の体系的整備に向けて引き続き検討することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1)調査対象の範囲の変更

・ 集成材を取り扱う企業の数としては、日本集成材工業協同組合の会員企業 86 社(工場) (JAS規格を取得)の他に、集成材に関してJAS規格を取得している 64 社の計約 150 社(工場)が存在すると承知している。これに対し、木材統計調査の母集団数が 270 社(工場)とあるのは、JAS規格を取得していない工場や小規模工

場などが含まれていることによるものと考えられる。

また、日本集成材工業協同組合が把握している集成材の消費量と木材流通構造調査(木材流通統計調査(農林水産省所管の一般統計調査)を構成する5年周期で実施する調査)で把握されている集成材の出荷量に差異が生じている原因は、組合のデータには、集成材を専業としていない工場の出荷量が含まれていないことなどによるものではないか。

- ・ 木材統計調査と工業統計調査のカバレッジの差は何か。
 - → 工業統計調査は従業者数が4人以上の事業所を対象としているのに対し、木材 統計調査は従業者数が4人未満の事業所も対象としていることによるものであ る。
- ・ 日本集成材工業協同組合の会員企業数や木材統計調査の対象事業所(工場)数は 少ないことから、それぞれの名簿をマッチングして、業界団体作成の統計に計上さ れている工場、木材統計に計上されている工場、両方の統計に計上されている工場 といった状況について把握できないか。
 - → 日本集成材工業協同組合の名簿は入手可能と考えられるので、マッチングを行 うことは可能と考える。
- ・ 日本集成材工業協同組合の会員企業名簿と木材統計調査の母集団名簿のマッチングが可能であれば、業界団体作成の統計と国が作成する公的統計との間で差異が生じている原因について、定量的な面からの比較・分析を行い、情報提供していただきたい。
- ・ 母集団数の 270 工場のうち、JAS規格を取得している工場が 150 であり、取得 していない工場が 120 である。流通している集成材のうち、JAS規格製品がどの くらいあるのかといった観点からも情報提供していただければありがたい。

(2) 報告を求める者の変更

- ・ 基礎調査の標本設計において、規模階層区分をこれまでの製材用動力の出力数に よる区分から製材用素材消費量による区分に変更するとしているが、製材用素材の 出荷量としない理由は何か。また、規模階層区分を変更した場合の実績精度を試算 しているが、この実績精度の考え方について教えてほしい。
 - → 出荷量でなく、消費量を把握する方が木材全体の動向を把握する上で最も適していると考えているためである。また、実績精度については、推定値である素材消費量のばらつきの度合いや分散の観点から確認しているものである。
 - → 仮に、出荷量で規模階層区分を行うことになると、原木である丸太が同じ工場内で二次加工、三次加工が行われている場合、出荷量や加工品が重複してカウントされてしまい、実態が分からなくなってしまう可能性がある。このため、最初の入口のところで消費している丸太の量(素材消費量)によって規模階層区分を行うことが適当でないかと考えている。
- ・ 素材消費量は製材用動力の出力数よりも変動が大きいことから、標本設計を行う

たびに調査対象工場が大幅に入れ替わる可能性も想定されるが、実務上、調査がや りにくくなるということはないのか。

- → 実務上、特段問題ないと考えている。一定程度の製材用出力数の設備を持っている工場でも生産量が少ないところも多いため、現行の階層区分を行った場合には、標本数を多く抽出することとなり、報告者負担及び調査コストが大きくなってしまう。このため、実際の素材消費量により規模階層分けを行った方が、より少ないコストで正確な結果が得られるものと考えている。
- ・ 対象とする素材消費量は年単位、月単位など、どの単位でみるのか。毎年、調査 対象は変わるのか。
 - → 前年度の素材消費量に係る情報によって規模階層分けを行う。母集団整備は 毎年6月前後に行っており、その際に調査対象工場の見直しを行う。
- ・ 調査対象都道府県を重点化して 30 道県にするとのことであるが、対象の見直し は、どの程度の頻度で行うのか。
 - → 「全国の素材消費量のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県」及び「国有 林材供給調整対策 (注) において重点的に生産・消費動向を実施する都道府県」の 二つの指標によって対象都道府県を決めることとしている。このため、例えば、 国有林材供給調整対策において重点的に生産・消費動向を実施する都道府県が変 われば、対象都道府県を替えることになる。
 - (注) 国有林材供給調整対策とは、森林所有者、林業事業体、木材産業等の経営の安定化を図るため、 国産材の2割を政策的に供給し得る国有林の優位性を活かし、平成25年から実施しているもので ある。具体的な対策としては、原木不足が発生し価格が急騰した際に、国有林材の追加供給や立 木販売時期の前倒し等を実施している。

(3)報告を求める事項の変更

- ・ 海外からの輸入木材について、調査票では「外材」と表記されているが、外材は 日本特有の用語であり、国際的には「輸入木材」と称されているようであることか ら、「輸入材」に変更してはどうか。
 - → 林業白書を確認したところ、以前は「外材」という用語が使われていたが、現在は「輸入材」に統一されていることもあり、「外材」の表記を「輸入材」に変更することとしたい
- ・ 木質バイオマスにおける燃料用チップ (木の残材又は製材工場等で発生する端材等を木片状に刻んだ木質チップ) については本調査の対象外としているが、別途調査しているのか。
 - → 平成 28 年度から林野庁が実施している「木質バイオマスエネルギー利用動向 調査」(一般統計調査)において把握されているようである。
- ・ 報告者の立場から言えば、様々なところから調査・報告が求められている中で、 前回の調査でどのように回答したのか、どの数字から転記したのかが分からなくな ることがあるため、前回調査の回答数値を調査票に記載してもらえないか。
 - → 調査によっては前年の回答数値を参考として調査票にプレプリントしている

ケースもあるが、本調査についてはシステム上の問題もあるため、今後検討する こととしたい。

→ 前年度のデータを調査票にプレプリントする場合、異なる報告者に誤って調査 票が送付された際に調査票情報が漏れてしまうリスクがあるほか、安易に前回と 同様の回答をされてしまうリスクもある。重要な問題提起があったものと受け止 めていただき、引き続き報告者にとって回答しやすい調査となるよう工夫を重ね ていただきたい。

(4)集計事項の変更

- ・ 統計表における製材用動力の出力階層区分について、小規模の区分を集約化し、 大規模の区分を細分化し、従来の6区分から4区分(75kw未満、75kw以上~300kw 未満、300kw以上~1,000kw未満、1,000kw以上)に変更するということは、木材製 造業の大規模化が進んでいるということか。
 - → 製材工場は家族経営から企業経営まで多岐に渡っているが、近年、家族経営の 事業所の廃業が増えている。製材業界でも構造転換が進んでいることから、情勢 に対応した形で、大規模層を重点的に表章したいと考えている。
- ・ 産業の構造転換に合わせて、より適切な統計表となるよう変更することは、変更 計画の諮問等の段階でも必要であるが、統計表を固定させないで、今後とも産業の 実態をよりよく表せる集計表となるよう、必要に応じて改良を図っていく必要があ ると考える。

(5) 報告を求める期間及び調査結果の公表期日の変更

- ・ 報告者の意識の問題によるのかもしれないが、基礎調査の調査票の報告期限を遅らせることに伴い、提出も遅くなってしまうことが懸念される。早く回収したいのであれば、むしろ報告期限を前倒しするという考えもあるのではないか。業界団体でも会員企業から報告してもらう際には、早めの報告期限を設けて依頼している場合が多い。
 - → 報告者と良好な関係を築き、回収率を高めるためには、報告者の事情に合わせて報告期限を後ろ倒しにすることが必要と考えた。ただし、督促を従来どおり適切に行うことにより、従前の回収率を確保するよう努めたい。
 - → 報告者が特段の理由もなく報告が遅れているのであれば、報告期限を後ろ倒した分だけ報告も遅れる状況が生じる可能性があるが、調査時期が確定申告に向けた書類整理等、報告者の業務多忙な時期とも重なる事情を踏まえた対応ということなので、やむを得ないものと考える。

(6) 前回答申における課題への対応状況について

前回答申(平成17年8月の統計審議会答申)において課題として指摘された事項に対する調査実施者の対応状況については、以下のとおり整理された。

ア 月別調査における公表期日の早期化について

・ 平成17年8月の答申を踏まえ、平成18年1月分から木材統計調査の月別調査 結果の公表期日を従前の調査対象月の翌月末から翌月の25日に前倒しして公表し たことにより、1年間のうち7か月分については月別調査に係る公表データが鉱 工業指数(速報)の計算に間に合い、反映されているところである。

このように、月別調査結果及び鉱工業指数(速報)の公表スケジュール等の関係から、計算に間に合わず反映されない月が一部あり、当該月については、同指数(速報)を所管する経済産業省において所要の推計が行われて対応がなされているところである。

このため、今後、調査実施者は、月別調査結果の鉱工業指数(速報)への反映の拡大に努めるべく、データ提供日の1日早期化に加え、公表データの継続的かつ安定的な提供が可能となるよう、実査スケジュール等の見直しを行うこととしているため、適当と整理された。

イ 集成材の把握について

・ 今回調査から、本調査の基礎調査において、集成材のラミナ消費量、生産量 及び在庫量を毎年把握することとしていることから、適当と整理された。

(7) 未諮問基幹統計確認審議における指摘事項への対応状況について

ア 産業構造と統計調査の体系について

- ・ 本調査と木材流通構造調査を統合することについては、メリットよりデメリットの方が大きいとのことだが、具体的にどのようなことか。
 - → 報告者数をみると、木材流通構造調査の方が少ない (注)。両調査を統合するとした場合、5年に1度、木材流通構造調査を実施する年は、基幹統計調査である木材統計調査の精度を確保するため、木材流通構造調査の報告者数を木材統計調査の報告者数に合わせて実施することとなるため、報告者負担が増加することから、デメリットが大きいと判断したところである。
 - (注) 製材工場、合単板工場、木材チップ工場等の報告者数について、現行の木材統計調査の 基礎調査は約4,900工場であるが、木材流通構造調査は約1,500工場である。
- 木材統計調査と木材流通構造調査の調査事項に重複はないのか。
 - → 木材統計調査では素材の入荷量や消費量、製材品の出荷量などを中心に把握する一方、木材流通構造調査では素材の入荷先別入荷量、製材品の出荷先別出荷量など流通構造を把握しており、調査内容面に違いがあるので、基本的に重複はないものと考えている。
- ・ 木材統計調査と木材流通構造調査を分けて実施することについて合理性はあると思われる。しかし、林野庁が作成している木材需給表では木材をより広い概念で捉えており、例えば「しいたけ原木」が含まれている。しかし、木材統計調査の対象となっていない。現在の木材統計調査で把握している範囲は素材

や製材品の量ベースの情報に限られているため、同調査を基に作成される木材 統計は、素材・製材品の消費・生産から流通・加工までの一連の流れを把握す るものとなっていない。また、近年は燃料チップなど、木材が様々な用途とし て加工されたものの生産が進んできている状況もみられる。

このようなことを踏まえ、今後、木材統計調査や木材流通構造調査の両方を通じて、燃料チップなどを含め、木材を広い概念で捉えることとし、流通・加工までの流れを全体としてどう捉えるのかといった観点から調査体系の在り方を検討する必要があるのではないか。

- ・ 新統計法において、基幹統計とそれを作成する手段である基幹統計調査は概念上明確に区分されている中で、今後、木材統計調査の見直しだけではなく、木材関連統計そのものの充実を図ることも考えられるのではないか。つまり、木材関連統計の面における体系整備の観点から、木材統計と合わせて木材流通構造調査の結果を提供するなど、木材に関する情報提供の充実を図るということも、必要ではないか。統計利用者の立場からみれば、様々なデータが一つの統計で分かるようになり、利便性が向上することにつながるので、そういった点も含めて検討していただきたい。
 - → 木材に関する統計調査の最大の目的は森林・林業基本計画の策定に当たって基礎資料として利活用してもらうことだと考えている。同基本計画は5年ごとに見直しされているが、木材流通構造調査の実施時期が必ずしも基本計画の見直しのタイミングとは合っていないため、最新の情報を提供していないといった問題もある。政策実施部局にとって利用しやすい有用な統計情報を適時に提供することを念頭に、木材に関する統計情報の提供について考えていきたい。
- ・ 現在、木材については、その使い方や用途がかなり多様化しており、木材全体をどう捉えるかということが重要ではないかと認識している。そういったことを踏まえ、木材全体の実態を把握するため、いろいろと工夫していただければと考えている。

イ 作成方法の効率化等について

- ・ 日本集成材工業協同組合では、5、6年ほど前に組合のホームページからダウンロードして報告できるシステムを構築し、会員事業所に対し、組合への報告はオンラインを利用するよう会議等を通じて何回か周知・依頼したものの、利用事業所数は全体の1割程度にとどまっており、あまりオンライン利用は進まなかった。このため、現在ではFAXによる報告に切り替えて対応しているのが実情である。
 - → オンライン報告については、報告者のメリットももちろんあるが、調査実施者側のメリットも大きいので、絶対にオンラインで報告するよう強く迫りにくいといった現実もあるのではないか。

オンライン報告を利用しない理由として「ID・パスワードの管理が面倒」を挙げており $^{(!i)}$ 、これはオンライン報告の宿命でもあり、この部分についてはやむを得ないとも言える。

(注)調査実施者が 2,125 工場を対象に、オンライン報告を利用しない理由について聞き取りを行った結果、①紙の調査票に記入することが面倒ではない:1,046 工場、②インターネットを利用できる環境となっていない:328 工場、③利用環境は整っているが、パソコンの使用に精通していない:298 工場、④ I D、パスワードの管理が面倒:271 工場、⑤セキュリティ面に不安がある:145 工場である。

6 その他

部会の結果については、6月 27 日 (火) 開催予定の統計委員会で報告することとされた。

また、本部会で変更内容については基本的に了承されたことから、今後、答申(案) を作成し部会所属委員が書面で確認した後、統計委員会運営規則第6条第2項の規定 に基づき、書面による議事を行い本部会における議決とした上で、7月に開催予定の統 計委員会において報告することとされた。